

2026年8月24日

各位

会社名 株式会社 丸井グループ
代表者名 代表取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252、東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員CFO 加藤 浩嗣
(TEL 03-3384-0101)

2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の 発行に関するお知らせ

当社は、2026年8月24日開催の取締役会において、2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、「すべての人が『しあわせ』を感じられるインクルーシブな社会を共に創る」の実現に向け、商売を通じて社会課題の解決と企業価値の向上を同時に追求する「共創経営」を推進しております。現在、当社は「小売」と「フィンテック」に「未来投資」を加えた「三位一体のビジネスモデル」を軸に、さらなる進化を目指します。

個人の感情や価値観である「好き」を原動力とする「『好き』を応援するビジネス」への転換を加速させ、コストパフォーマンスの重視とお金をかけるものを分ける消費者の意識が高まるなか、「好き」が駆動する経済を創造してまいります。

フィンテックにおいては、音楽やアニメといったコンテンツとコラボレーションをしたカードに代表される「好き」を応援するカードを成長の軸としております。これらカードはお客さまの感情との結び付きが強く、メインカード化しやすいうえ、イベント・グッズ事業にも派生が可能です。「好き」を応援するカードの拡充により会員数の増加を進め、これまで成長を牽引してきたゴールドカードに次ぐ当社グループの第2の成長エンジンとしてまいります。

小売においては、これまで培ったイベント運営ノウハウや、プライベートブランドでの企画・製造のナレッジを生かしたイベント・グッズ事業を通じ、フィンテックの成長を支えてまいります。

財務面においては、2031年3月期に向けた「経営ビジョン&戦略ストーリー2031」に基づき、自己資本利益率（ROE）の向上を掲げております。資本コストを意識した経営を一段と推進し、最適な資本構成の実現と株主還元の強化に取り組んでおります。

これらの成長戦略を支える投資資金を確保するため、市場環境及び資金調達コストを総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本新株予約権付社債の発行により調達した資金は、フィンテックの事業拡大による成長戦略による営業債権増加やシステム/デジタル基盤整備等の資金需要に充当するとともに、手取金の一部を用いて自己株式取得を実施することで、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響の緩和を図ります。これにより、ステークホルダーの皆様の期待に応えるとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 500 億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 本新株予約権付社債の発行による手取金のうち約 350 億円は、2026 年 9 月末までに、持株会社である当社から、フィンテック事業をはじめとする各事業を担う当社グループの子会社に対する貸付金その他投融資資金に充当する予定です。当社グループの子会社のうち、株式会社エポスカード等においては、フィンテック事業の拡大に伴い、クレジットカードの取扱高及び会員数が増加していることから、加盟店への決済代金の支払いや加盟店に対する立替払い等に必要な資金需要が増加しております。
加えて、その他の当社グループ子会社においても、システム・デジタル基盤の整備、その他事業運営に伴う資金需要が見込まれます。こうしたグループ各社の資金需要に機動的に対応し、各事業の持続的な成長及び収益力の向上を支えるため、本新株予約権付社債の発行による手取金を、当社グループ子会社に対する貸付金その他投融資資金に充当する予定です。
- ② 当社グループの資本政策において、自己株式の取得については、最適資本構成、財務状況及び株価水準等を総合的に勘案し、資本効率と株主利益の向上に向けて、適宜機動的に実施することとしています。2027 年 5 月 15 日までの期間において、将来の収益性が株価に十分に織り込まれない場合などに対応するための自己株式取得資金として約 150 億円を充当します。
なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合には、その手取金の一部を、当該自己株式取得のために用いた手元資金や借入金の返済に充当する予定です。

【本スキーム（新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

当社は、本新株予約権付社債の発行と自己株式取得を組み合わせた本スキームについて、成長投資に必要な資金を確保しつつ、資本効率の向上にも資する最適な資金調達手法であると判断しました。本スキームは、以下の特徴を有しております。

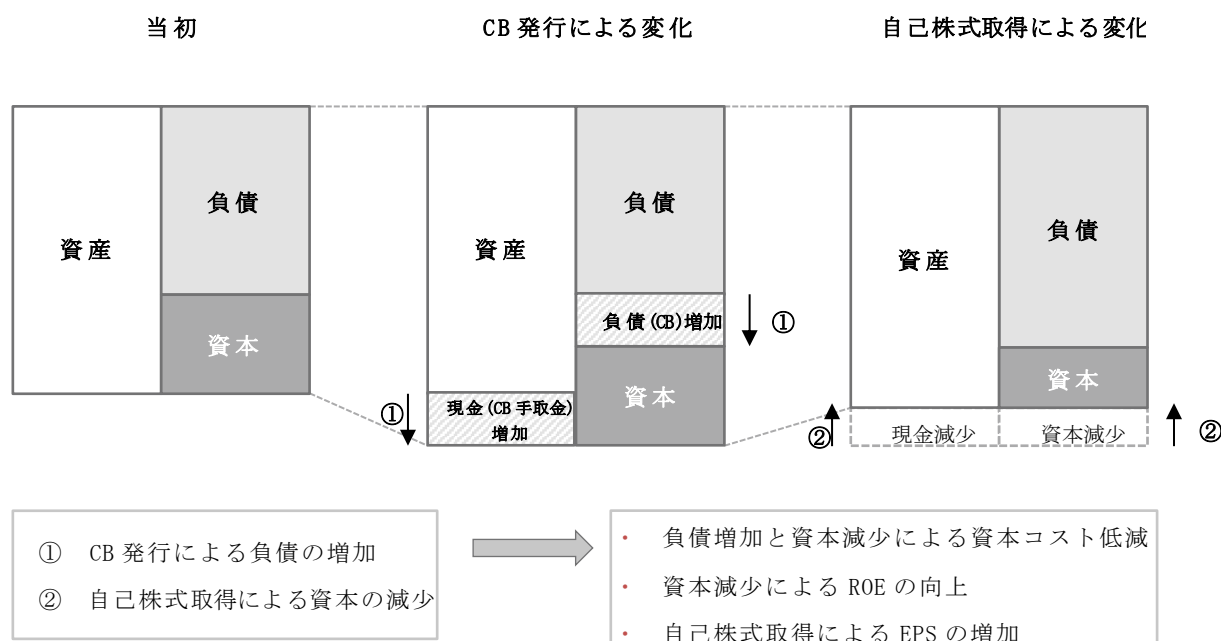
- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、キャッシュベースでの金利コストを最小化した資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定により、発行直後の 1 株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は、段階的な転換制限条項及び取得条項（額面現金決済型）を付与することで、普通株式への転換可能性をコントロールし、既存株主の皆様に配慮した設計となっていること。
- ④ 調達資金を原資として、本新株予約権付社債の発行と同時に自己株式取得（ToSTNeT-3 等）を実施することで、株式需給への影響を緩和しつつ、自己資本利益率（ROE）及び 1 株当たり当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

期純利益（EPS）の向上を通じた資本効率の改善が期待されること。

なお、本日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を 150 億円とする自己株式立会外買付取引の実施を決定しました。当該自己株式取得以降も、市場環境や諸規則等を考慮した上で、自己株式の取得を継続していく予定です。

【本スキームのイメージ図】（自己株式取得と本新株予約権付社債の発行の同時実施による変化）



本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記

1. 社債の名称

株式会社丸井グループ 2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.0%（各本社債の額面金額 1,000 万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 9 月 9 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc を単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7 (8) に定義する。）

の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円を除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026 年 9 月 9 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、当社の代表取締役社長及び代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5 (1) 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{発行又は} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & & \\ & & \text{株式数} & & \text{時価} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、組織再編等（下記 7(4) (ハ) に定義する。）、上場廃止事由（下記 7(4) (ニ) に定義する。）又はスクイーズアウト事由（下記 7(4) (ホ) に定義する。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 9 月 23 日（同日を含む。）から 2031 年 9 月 16 日（同日を含む。）まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記 7(4) 又は 7(5) 記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7(4) (ロ) において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7(5) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記 7(6) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7(7) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031 年 9 月 16 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記 7(5) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2031 年 7 月 1 日（同日を含む。）から選択償還期日（下記 7(5) に定義する。）（同日を含む。）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、(i) 2030年9月30日（同日を含む。）までの、各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期（すなわち2026年6月30日に終了する暦年四半期から2030年6月30日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期）の最後の取引日（下記7(5)に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2026年6月30日に終了した暦年四半期に関しては上記(4)(ロ)記載の当初転換価額とする。）の150%を超えた場合に限って、又は(ii) 2030年10月1日（同日を含む。）から2031年6月30日（同日を含む。）までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期（すなわち2030年9月30日に終了する暦年四半期から2031年3月31日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期）の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、当該暦年四半期の初日（但し、上記(i)の場合、2026年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2026年9月23日とする。）から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

①株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付がBBB-以下であるか、R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくはR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

②当社が、下記 7 (4) (イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記 7 (4) (ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における 15 連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のロンドン及び東京における 3 営業日後の日から起算して東京における 5 連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報 (BVAL) 若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の 98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の 97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i) 1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branch をいう。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記 7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

- ⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額

500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

- (2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

- (3) 満期償還

2031 年 9 月 30 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

- (4) 社債の繰上償還

- (イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

（ロ） 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(13)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

（ハ） 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記 6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i) 各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の 100%の価額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の 100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議）により(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社引き受け

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

られることとなるものが承認されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i) 各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の 100% の価額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の 100% の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。
但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の
日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。
に、残存本社債の全部（一部は不可）を、(i)各本新株予約権付社債の募集価格（発
行価格）から各本社債の額面金額の 100%の価額を差し引いた額に、(ii)上記償還日
から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、こ
れを各本社債の額面金額の 100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

(へ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取
得通知（下記(5)に定義する。）を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の
通知又は取得通知を行うことはできない（但し、上記(ロ)において繰上償還を受け
ないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日（下記(5)に定義
する。）において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでな
い。）。

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した
場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若し
くは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行う
ことはできない。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、2030 年 10 月 1 日（同日を含む。）から 2031 年 6 月 30 日（同日を含む。）ま
での期間いつでも、受託会社及び支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株
予約権付社債権者に対して、2031 年 8 月 26 日（以下「取得決定日」という。）（同日
を含む。）までの間に通知（以下「取得選択通知」という。）を行った本新株予約権付
社債権者から、当該取得選択通知に係る 2031 年 9 月 9 日（以下「取得期日」という。）
現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）する
ことができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、
これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付す
る。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日におい
て株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社が上記
(4)(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当社が上記(4)(ハ)
若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)(i)
乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、当社は、以後本(5)に基づく取得通知を行うこ
とはできない。当社は、本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株
予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、
及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正
の数値である場合に限る。）を 1 株当たり平均 VWAP（以下に定義する。）で除して得られ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為
を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、
米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の
免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場 合に
は、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英
文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

る数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間（以下に定義する。）の最終日の転換価額をいう。

「1株当たり平均 VWAP」とは、2031年6月30日から10取引日目の日に始まる20連続取引日（以下「関係 VWAP 期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記6(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日から東京における2営業日目の日（以下「選択償還期日」という。）にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

MUFG Bank, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

U.S. Bank National Association

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(イ)外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(15) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 500 億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 本新株予約権付社債の発行による手取金のうち約 350 億円は、2026 年 9 月末までに、持株会社である当社から、フィンテック事業をはじめとする各事業を担う当社グループの子会社に対する貸付金その他投融資資金に充当する予定です。当社グループの子会社のうち、株式会社エポスカード等においては、フィンテック事業の拡大に伴い、クレジットカードの取扱高及び会員数が増加していることから、加盟店への決済代金の支払いや加盟店に対する立替払い等に必要な資金需要が増加しております。加えて、その他の当社グループ子会社においても、システム・デジタル基盤の整備、その他事業運営に伴う資金需要が見込まれます。こうしたグループ各社の資金需要に機動的に対応し、各事業の持続的な成長及び収益力の向上を支えるため、本新株予約権付社債の発行による手取金を、当社グループ子会社に対する貸付金その他投融資資金に充当する予定です。
- ② 当社グループの資本政策において、自己株式の取得については、最適資本構成、財務状況及び株価水準等を総合的に勘案し、資本効率と株主利益の向上に向けて、適宜機動的に実施することとしています。2027 年 5 月 15 日までの期間において、将来の収益性が株価に十分に織り込まれない場合などに対応するための自己株式取得資金として約 150 億円を充当します。

なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合には、その手取金の一部を、当該自己株式取得のために用いた手元資金や借入金の返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループでは、適正な利益配分を継続的に実施することを株主還元の基本方針としています。配当については、EPS の長期的な成長に基づく継続的な配当水準の向上に努め、「高成長」と「高還元」の両立を図ります。株主資本配当率(DOE)は 10%程度を目安とし、長期安定的な増配の実現をめざします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行う方針であり、定款に「取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定めています。期末配当の決定機関は株主総会です。

(3) 内部留保資金の使途

上記 2(1)を参照ください。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
1株当たり連結当期純利益	130.70円	143.24円	158.35円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	101.00円 (50.00円)	106.00円 (53.00円)	131.00円 (65.00円)
実績連結配当性向	77.3%	74.0%	82.7%
自己資本連結当期純利益率	9.9%	10.6%	11.6%
連結純資産配当率	7.6%	7.8%	9.6%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。期中平均株式数の計算において控除する自己株式には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式を含めています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結純資産合計額から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。1株当たり連結純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式を含めています。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	2,034円	2,467.0円	2,711.0円	3,059円
高 値	2,628.0円	2,760.0円	3,367円	3,166円
安 値	2,025円	2,030.0円	2,551.0円	2,663.0円
終 値	2,445.5円	2,699.5円	3,052円	2,989.5円
株価収益率(連結)	18.7倍	18.8倍	19.3倍	—

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それぞれ、決算期間（4月1日から3月31日まで）の始値、高値、安値、終値及び株価収益率（連結）を表示しております。
2. 2027年3月期の株価については、2026年8月21日現在で表示しております。
3. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2027年3月期については、未確定のため記載しておりません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 90 日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する Nomura International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、現存する新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社グループの譲渡制限付株式付与制度に基づく当社普通株式の発行又は交付、当社グループの株式付与 ESOP 信託制度に基づく当社普通株式の発行又は交付、当社の役員報酬 BIP 信託に基づく当社普通株式の発行又は交付、所在不明株主が保有する当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。